

大和市地域公共交通運賃等協議会規約

（目的）

第1条 大和市地域公共交通運賃等協議会（以下「運賃等協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議することを目的に設置する。

（事務所）

第2条 運賃等協議会の事務所は、神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号、大和市役所内に置く。

（事業）

第3条 運賃等協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃等に関すること。
- （2）回数券や無料乗車券等の特別な運賃等に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、運賃等協議会の目的を達成するために必要なこと。

（委員）

第4条 運賃等協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）大和市長又はその指名する者
- （2）当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- （3）関東運輸局長又はその指名する者
- （4）市民又は地域公共交通の利用者の代表

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、運賃等協議会に出席して、その意見を述べ、または説明を行うことを求めることができる。

（会長）

第5条 運賃等協議会には、会長1人を置く。

- 2 会長は、第4条第1項1号に掲げる委員とする。
- 3 会長は、運賃等協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 運賃等協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は全ての委員の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議決は全会一致を原則とする。
- 4 会長は、あらかじめ、公聴会の開催等により、協議内容に対して、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じたうえで会議を招集する。
- 5 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料提供又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(協議結果の報告)

第7条 会議において協議が整った事項について、会長はその協議結果を大和市地域公共交通協議会へ報告する。

(事務局)

第8条 運賃等協議会の業務を処理するため、大和市の地域公共交通所管課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
 - (1) 事務局長は、大和市の地域公共交通所管課長をもって充てる。
 - (2) 事務局員は、大和市の職員をもって充てる。
- 3 事務局は会議、資料作成、庶務に関すること等、運賃等協議会の運営に関し必要な事項を所掌する。
- 4 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。
 - (1) 事務局の運営に関すること。
 - (2) 各種申請、届出等事務手続きに関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。
- 5 事務局における文書の取り扱い、大和市の相当規定の例によるものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、運賃等協議会の運営に関し必要な事項は、委員が会議に諮って別に定める。

附則

この規約は、令和6年2月29日から施行する。